



令和7年度の納期をお知らせします

期限までに納付をお願いします

税目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町民税 府民税	普通徴収	6/30 (月)		9/1 (月)		10/31 (金)			2/2 (月)		
固定資産税	6/2 (月)		7/31 (木)		9/30 (火)			1/5 (月)			
軽自動車税	6/2 (月)										
国民健康保険税		6/30 (月)	7/31 (木)	9/1 (月)	9/30 (火)	10/31 (金)	12/1 (月)	1/5 (月)	2/2 (月)	3/2 (月)	3/31 (火)

納税通知書の送付日

- 5月中旬 固定資産税、軽自動車税
- 6月中旬 町民・府民税（普通徴収）、国民健康保険税（毎月送付）

納付方法

● 町府民税・固定資産税

町府民税は6月に、固定資産税は5月に1年分（各4枚）の納付書をまとめて送付しますので、なくさないようにしてください。一括納付の方は、4枚の納付書を使って納付をお願いします。

● 国民健康保険税

口座振替以外の方は、納付書を毎月送付します。一括納付の方は、一括用納付書を使って納付をお願いします。

● 納期は月末です

各税目とも納期は月末ですが、その日が土日または祝日の場合はその翌日となります。納

期を過ぎると督促状を送付することがありますので、期限までに納付をお願いします。

● 納期を過ぎると延滞金が課されます

納期限を過ぎてから納付した場合、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じて、年8.7%の割合を乗じて計算した延滞金を課することになります。

※ 納期限の翌日から1ヵ月を経過する日までの期間については年2.4%です。ただし、これらの割合は毎年変動します

【町民税・固定資産税・軽自動車税】

住民税務課 ☎ 43-9020

【国民健康保険税】 保健課 ☎ 43-9022

あなたの勇気が大切な命を守ります

～ 虐待を「見たとき」「聞いたとき」は通報を～

児童・高齢者・障害者の虐待に気づいた方には通報義務があります。虐待を見たら、聞いたら「よさの虐待ほっとライン（☎ 43-9033）」へ。

※ 休日・夜間は転送となるため、応答にお時間をいただきます



人材確保や雇用の安定などをめざして

京都労働局と雇用対策協定を締結

産業観光課 ☎ 43-9012



協定書を手にする角南さん（右）と山添町長

3月3日、岩滝保健センターにおいて、与謝野町と厚生労働省京都労働局（以下、労働局）は、本町の雇用や労働環境などにかかる地域課題について、一体的かつ総合的な雇用対策を取り組めるために、「与謝野町雇用対策協定（以下、協定）」を締結しました。

この協定により、与謝野町と労働局が緊密に連携し、地域経済の活性化や雇用環境の改善、企業の人手不足解消、また、地域住民の安定的な就業機会の確保に向けたさまざまな取り組みを推進していきます。

宮津天橋高校からベンチが寄贈されました

加悦奥川とちりめん街道のにぎわいに向けて

建設課 ☎ 43-9014

2月21日、宮津天橋高校からちりめん街道水辺公園に親しむ会に、木製ベンチ3基が寄贈されました。製作に携わった高校生たちは「与謝野町のちりめん」と田んぼをイメージしてデザインしました。加悦奥川周辺にできるだけ長く滞在してもらえようという仕掛けづくりの助けができれば」と、製作への思いを話してくれました。



ベンチを製作した宮津天橋高校建築科（3年）の皆さん

水道の開閉栓手数料を改定しました

上下水道課 ☎ 43-9031

令和7年4月1日から、水道の開閉栓手数料を次のとおり改定させていただきます。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

<改定前>	<改定後>
【開栓手数料】500円（税込み）	1,320円（税込み）
【閉栓手数料】500円（税込み）	廃止

